

議第31号

三島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案

三島市特別職報酬等審議会条例（昭和39年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士